

高知市における「一日公正取引委員会」の開催について

平成27年5月25日
公正取引委員会事務総局
四 国 支 所

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き（別紙1参照）、独占禁止法及び下請法等の適切な運用や相談対応に努めておりますが、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

四国支所管内では、本年度、高知市において、「一日公正取引委員会」を下記のとおり開催することとしました。

記

1 日 時 平成27年6月19日（金）10：00～16：00
（独占禁止法教室は14：50～16：20）

2 場 所 講 習 会 等：高知共済会館 COMMUNITY SQUARE
（高知市本町5丁目3-20）

独占禁止法教室：高知大学人文学部
（高知市曙町2丁目5番1号）

3 内 容 （別紙2参照）

- ・ 下請法・消費税転嫁対策特別措置法講習会
- ・ 官製談合防止法研修会
- ・ 消費者団体との懇談会
- ・ 独占禁止法教室
- ・ 相談コーナー（無料・随時利用可）
- ・ 展示コーナー（パネル展示、パンフレット配布等）

※ 下請法・消費税転嫁対策特別措置法講習会はどなたでも参加できます（参加費無料）。定員は、先着申込み順で80名です。別添の講習会申込書に必要事項を御記入の上、6月12日（金）までにファクシミリでお申し込みください。

※ 一日公正取引委員会は、相談コーナーを除き、報道機関の傍聴取材及びカメラ撮影が可能です。御希望の場合には、事前に下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局四国支所 総務課
	電 話 087-834-1441（代表）
	FAX 087-862-1994
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

公正取引委員会事務総局の配置一覧

名 称	所在地	管轄（都道府県）
本局	東京都	茨城県， 栃木県， 群馬県， 埼玉県， 千葉県， 東京都， 神奈川県， 新潟県， 山梨県， 長野県
北海道事務所	札幌市	北海道
東北事務所	仙台市	青森県， 岩手県， 宮城県， 秋田県， 山形県， 福島県
中部事務所	名古屋市	富山県， 石川県， 岐阜県， 静岡県， 愛知県， 三重県
近畿中国四国事務所	大阪市	福井県， 滋賀県， 京都府， 大阪府， 兵庫県， 奈良県， 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所	広島市	鳥取県， 島根県， 岡山県， 広島県， 山口県
近畿中国四国事務所四国支所	高松市	徳島県， 香川県， 愛媛県， 高知県
九州事務所	福岡市	福岡県， 佐賀県， 長崎県， 熊本県， 大分県， 宮崎県， 鹿児島県

名 称	所在地	管轄（都道府県）
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	那覇市	沖縄県

in 高知



四国支所
一日公正取引委員会

【開催日】平成27年6月19日（金）

講習会



<報道機関の取材可>

『官製談合防止法研修会』

10:30~12:00（3階：会議室「藤」）

『下請法講習会』

13:00~14:30（3階：大ホール「桜」）

『消費税転嫁対策特別措置法講習会』

14:30~15:30（3階：大ホール「桜」）

消費者懇談会



<報道機関の取材可>

10:30~12:00（4階：会議室「^{はまゆう}浜木綿」）

- ・ 私たちが安くて良い商品を買えるワケ
- ・ 適正な商品選択—景品表示法とは—
（景品表示法の概要・身近な不当表示事例を紹介）

相談・展示コーナー



10:00~16:00（4階：会議室「椿」）

- ・ 職員が独占禁止法，下請法等に関する相談に応じます。
- ・ **～相談無料～** お気軽に御利用ください。
- ・ パンフレット類の配布，広報パネル展示

【場所】高知市本町5丁目3-20
「高知共済会館 COMMUNITY SQUARE」



【アクセス】

- とさでん交通 伊野線
「グランド通」駅より徒歩1分

独占禁止法教室

<報道機関の取材可>

【開催日】平成27年6月19日（金）14:50~16:20



【場所】

高知市曙町2丁目5番1号
高知大学人文学部

大学生を対象に，独占禁止法の概要や公正取引委員会の活動について説明します。

※一般の方は見学できませんので御了承ください。

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局
四国支所
総務課 柏木，田中
TEL：087-834-1441
FAX：087-862-1994

お待ちしております！



公取委マスコットキャラクター「どっきん」

別添

※送信表は必要ありません。

公正取引委員会事務総局

四国支所 総務課 宛て

(FAX: 087-862-1994)

【申込み締切日: 平成27年6月12日(金)】

開催日: 平成27年6月19日(金)

場 所: 高知市本町5丁目3-20

「高知共済会館 COMMUNITY SQUARE」

3階: 大ホール「桜」

下請法・消費税転嫁対策特別措置法講習会(6月19日) 申込書

事業者名(団体名)		
出席希望 者数	下請法	名
	消費税転嫁対策 特別措置法	名
連絡窓口担当者名		
連絡先電話番号		

※ 申込みの際に入手した個人情報は、本講習会業務以外の目的には使用いたしません。

※ 定員(80名)に達したことにより御出席いただけない場合のみ連絡いたします。当方からの連絡がない場合は御希望の人数を受け付けておりますので、そのまま御来場ください。